

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名		事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（特定農産加工業経営改善臨時措置法）	
税 目		所得税・法人税（措法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12）	
要 望 の 内 容	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限を 2 年延長すること。</p> <p>〔現行制度の概要〕 常時使用する従業員の数が 1 千人以下の個人、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1 千人以下の法人、農業協同組合等が承認計画に従って新たに 1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除をすることができる。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲31,900 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく支援により、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>特定農産加工業経営改善臨時措置法は、UR農業合意に伴う市場アクセスの改善に伴う輸入の増加により影響を受けている特定農産加工業の経営改善を引き続き促進し、国産農産物の需要者たる食品産業の健全な発展を図っていかうとするものであり、このことは、食料・農業・農村基本法第 17 条に明文化された基本的施策である。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	<p>市場アクセスの改善による輸入増加で影響を受ける特定農産加工業の経営改善を促進するため、特定農産加工業経営階税臨時措置法が制定されており、平成 21 年には期限の延長がなされたところ。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>

	政策の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年 3 月 31 日まで（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	政策目標の達成状況	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から 21 年度までで 1,016 件となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は 30 件程度（うち約半数が特例措置を利用）で推移している。
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度：適用予定事業者数 15 業者 適用予定件数 15 件 減税見込額
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：事業所税の課税標準の特例 融資：特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>法に基づく認定件数は平成元年度から21年度まで累計で1016件、毎年度、30件程度が新たに認定され、その約半数が特例措置を利用している状況下であり、今後も同様の傾向が見込まれることから、事業者からは本特例措置の継続が求められている。</p> <p>輸入品との競合の中で特定農産加工業者の経営改善を図るためには、製造コストの削減、高付加価値商品の製造に必要な設備を導入することにより、生産の合理化・効率化を推進し、競争力の向上を図ることが必要であり、本特例措置は特定農産加工業者の設備投資を円滑に進める上での大きなインセンティブになっている。</p> <p>同事業者は、これまでの累次の国境措置の変更の結果、競合する輸入品が増加する一方、国内生産量が減少する等、大きな影響を受けており、引き続き、その経営改善のための支援措置である本特例措置の適用期限を延長する必要がある。</p> <p>また、同事業者は、国民への食料の安定供給や地域経済の安定に重要な役割を果たしている。一方、同事業者には中小企業が多く、収益性も低い中、貿易の自由化等により、企業を取り巻く環境も厳しい状況である。このため、融資だけでなく、本租税特例措置の両者を組み合わせて事業者への支援を行っていく必要がある。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>経営改善計画承認者の約半数(15件)が特例措置を活用しており、承認者を見る限り特定の者に偏ってはいない。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="646 1142 1252 1254"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>63</td> <td>51</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	件数	13	13	19	金額	63	51	92
		H19	H20	H21											
件数	13	13	19												
金額	63	51	92												
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、都道府県知事より経営改善計画を承認された件数は、平成元年度から21年度までで1016件となっている。年度ごとにばらつきはあるものの、ここ数年は30件程度(うち約半数が特例措置を利用)で推移している。</p> <p>本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果を上げてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。</p> <p>本特例措置が廃止された場合、輸入自由化により影響を受けている特定農産加工業者の経営が悪化し、ひいては地域農業や地域経済へ与える影響も大きい。</p> <p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることにより、当該事業者の売上が増加したり、地域の雇用促進に資するとともに、生産量の増加に伴う原料受入量の増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展に貢献している。</p> <p>また、今後、国際情勢の変化により、特定農産加工業を取り巻く情勢は一層厳しい局面を向かえることが想定されるため、</p>													

		本特例措置により、事業者の経営基盤を維持していくことは重要である。
	前回要望時の達成目標	特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、製造コストが削減されたり、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営基盤の強化に一定の効果を上げてきたが、近年の不景気の中で、累次の国境措置の変更により競合する輸入品が増加し、同事業者は引き続き大きな影響を受けており、未だ目標は達していない。
	これまでの要望経緯	平成元年度に創設、以降概ね2年毎に延長。